

令和 3 年 6 月 28 日  
健康福祉部健康福祉指導課  
043-223-2303

## パーキング・パーミット制度の開始について ～一都三県では初めての取組～

公共施設や商業施設等に設置されている障害者等用駐車区画については、健常者の不適正利用等が問題となっています。

そこで県では、当該区画の利用対象者の範囲を定め、利用証を交付する「ちば障害者等用駐車区画利用証制度」、いわゆるパーキング・パーミット制度を、令和3年7月1日（木）から実施します。

本制度の導入により、外見では分かりづらい障害のある方や妊産婦などが当該区画を利用しやすくなるだけでなく、不適正利用の防止などに効果が期待されます。

制度の概要は裏面に記載。

利用証

### 1 利用証の対象者

障害者、高齢者、難病患者、妊産婦、けが人など、日常生活において歩行が困難な方。

### 2 利用証の種類

- (1) 青色：無期限（障害者、高齢者、難病患者）
- (2) 橙色：有期限（妊産婦、けが人等）

### 3 利用証を使用できる駐車区画

公共施設や商業施設等に設置されている、県内すべての下記駐車区画で使用可能。

#### (1) 車いす使用者優先駐車区画（法定区画）

車いすをお使いの方でも車を乗り降りしやすくするため、幅3.5m以上で一般の駐車区画よりも広く設けた駐車区画です。

#### (2) おもいやり駐車区画

主に高齢者や妊産婦の方など、歩行が困難なもの、幅が広い駐車スペースを必要としない方のための、一般的な幅の駐車区画です。



利用証の掲示例



車いす使用者優先駐車区画



#### 4 利用証の申請方法

県（郵送）及び最寄りの市町村（窓口）にて申請を受け付け、県に申請する場合は約2週間前後で交付し、市町村の窓口で申請する場合には原則即日交付します。

申請の際は、申請書と障害者手帳の写しなど確認書類の提出が必要です。

#### 5 利用証の相互利用

本利用証は、制度を導入している府県市と合意を結ぶことで、相互に利用することができ、本県においても制度開始日から他府県市間での利用が可能です。（下記参照）

##### パーキング・パーミット制度の概要

###### パーキング・パーミット制度とは

公共施設や商業施設をはじめとする、さまざまな施設に設置されている障害者等用駐車区画を必要とする、障害者、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難と認められる人に利用証を交付することで、適正利用を図る制度です。

###### パーキング・パーミット制度の導入状況

本制度は令和3年4月現在、全国39の府県で導入されており、導入率は約83%となっています。また、制度を導入していない都道府県のうちの4市（埼玉県川口市及び久喜市、沖縄県那覇市及び浦添市）でも独自に導入されています。

未導入の自治体：北海道、青森県、東京都、神奈川県、埼玉県、愛知県、沖縄県

###### パーキング・パーミット制度利用対象者の要件

本制度の利用対象者は、身体障害者、要介護者、要支援者、妊産婦やけが人など多岐に渡りますが、対象者の要件は制度を運用する地方公共団体によって異なります。（本県の利用対象者の要件は下記のとおり）

区分		交付基準	申請に必要な書類	有効期間
身体障害者	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	無期限（対象者としての基準に該当しなくなるまで）
	聴覚障害	3級以上		
	平衡機能障害	5級以上		
	肢 上肢	2級以上		
	下肢	6級以上		
	体幹	5級以上		
	脳原性運動機能障害	上肢機能 移動機能		
	内部障害（免疫機能障害を含む）	2級以上 6級以上 4級以上		
	知的障害者	療育手帳の障害程度の欄がAの2以上の者	療育手帳	
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1級の者	精神障害者保健福祉手帳		
難病患者	特定疾患医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者、小児慢性特定疾病医療受給者	次に掲げるいずれかの書類 ・特定疾患医療受給者証 ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証		
高齢者等	介護保険の要介護状態の区分が要介護1以上である者	介護保険被保険者証		
妊産婦	妊娠7箇月～出産予定日から1年の者	母子健康手帳	妊娠7箇月～出産予定日から1年 (出産後は乳児と同伴の場合に限る)	
けが人等	医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者	次に掲げる全ての書類 ・医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等 ・身分証明書（保険証、運転免許証等）		必要と認める期間（原則1年以内）